

### 3 廃棄物・再利用対象物保管設備

(1)	廃棄物・再利用対象物を収納するのに十分な広さを有する保管場所を設ける。
-----	-------------------------------------

[解説]

建築物から排出される廃棄物・再利用対象物を衛生的に取り扱うため、分別する種類と排出量に応じた広さの保管場所を確保する。

なお、保管場所の面積算定にあたっては、目黒区清掃事務所による指導を受け、それに従うこと。

目黒区清掃事務所

目黒区目黒本町 2 - 13 - 19

電話 (3719) 5345



交通機関

東急東横線「学芸大学駅」徒歩 15 分

東急バス(黒01) 目黒駅 大岡山小学校「清水公園入口」徒歩 1 分

東急バス(渋71) 渋谷駅 洗足駅「清水庚申」徒歩 5 分

(2)	廃棄物保管場所は収集および搬出が容易に行える場所に設置する。
-----	--------------------------------

[解 説]

廃棄物保管場所が、建築物の途中階や搬出車が停止する場所から極端に離れている場合は、搬出作業中に廃棄物が飛散したり、保管場所を使用しなくなるなど、建築物が不衛生になる恐れがある。

また、廃棄物の収集や搬出経路がテナントの専用通路等と重複することがないように、その動線にも配慮して保管場所を決定する。

(3)	廃棄物・再利用対象物の保管場所は区画された構造とするとともに換気・照明設備を設ける。
-----	--

[解 説]

保管場所は、区画（密閉）された構造とし、内部は分別して収集・保管ができるように配慮するとともに、倉庫等の用途との兼用が行われないようにする。

また、換気設備または換気口を近隣等に影響を及ぼさない位置に設けるとともに、採光がとれない保管場所には照明設備を設置する。

(4)	廃棄物保管場所には給水栓及び排水設備を設ける。なお、給水栓はバキュームブレーカーを取り付ける等、逆流防止のための有効な措置を講ずること。
-----	--

[解 説]

保管場所を衛生的に維持管理するため、廃棄物保管容器や保管場所の床洗浄用として給水栓を設ける。

この際、保管場所の給水栓は、ゴムホースをつないで使用する 경우가多く、ゴムホースの先がバケツの汲み置き水に水没しているケースが多い。このため、給水栓にはバキュームブレーカー等の逆流防止装置を設備すること。

排水設備は、給水栓の流しはもとより、床洗浄したときの排水がすみやかに処理できるように適度の床勾配と床排水用の排水口を設け、排水管に流入する構造とする。

(5)	廃棄物・再利用対象物の保管場所は防虫防そ構造とする。
-----	----------------------------

[解 説]

保管場所の給排気口やガラリ等、開口部には2mm目(12メッシュ)程度の耐蝕性防虫網を設置する。また、排水口には排水トラップを設ける。